

総務省行政相談センター

まぐみみ福井

令和6年能登半島地震による 災害被災者の皆様への生活 支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年石川県能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 福井行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、福井行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/fukui.html>

【福井行政監視行政相談センターでの相談の受付について】

福井行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 8:30～17:15）
（受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のバーコードからアクセスできます。
URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



まぐみみ福井



総務省 福井行政監視行政相談センター

〒910-0859

福井市日之出3丁目14番15号 福井地方合同庁舎

電話：0776-24-0403

メール：fukui30@soumu.go.jp

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年2月28日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、福井行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【トピックス】〈令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)〉」に掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/fukui.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年能登半島地震による災害においては、令和6年2月28日現在、福井市、あわら市及び坂井市が適用を受けています。

- 3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、内閣府ホームページ(下記URL参照)をご覧ください。

URL : https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf



目 次

No.	支援策、手続の名称等	頁
1	り災証明書の発行	1
2	住宅災害見舞金の支給	2
3	福井県緊急被災者支援金の支給	2
4	被災住宅の補修等	2
5	災害に便乗した商法への注意	3
6	災害ごみの処分	4
7	住宅の補修等の特別融資	5
8	生活福祉資金制度による貸付け	5
9	住宅ローン返済の減免	5
10	国税の特別措置	5
11	県税の特別措置	6
12	市町村税等の特別措置	7
13	公共料金の減免措置等	7
14	国民年金等の保険料が払えない場合	7
15	各種許認可(運転免許)等の有効期間の延長	8
16	市営住宅の一時提供	8
17	地震保険・生命保険	8
18	法律相談等の窓口	9
19	日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援(奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給)	9
20	被災事業者・労働者を対象とした相談窓口	10
21	被災農業者を対象とした相談窓口	11
22	こころの悩みや健康に関する相談	12
23	福井県が開設する県内で被災された方への支援に関する総合相談窓口	12
24	福井行政監視行政相談センターによる対応等	12

<第3版（令和6年1月31日発行）からの変更点>

項目	頁	内容
4 被災住宅の補修等	2	一部修正

1 り災証明書の発行

◆ 「り災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。各種の被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されており、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

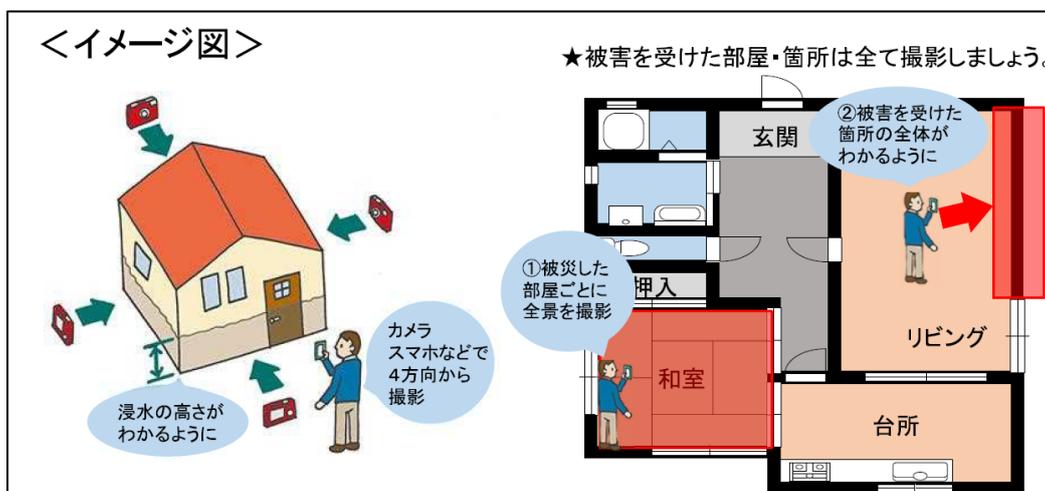
- ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
- ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
- ・ 市町によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などの被害についても「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」、「り災届出証明書」の名称）の発行を行うことがあります。

◆ 詳しくは、以下の各市の窓口にお問合せください。

市町	窓口	電話番号	備考
福井市	危機管理課	0776-20-5234 (福井市大手3丁目10-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分 ・マイナポータルの「ぴったりサービス」で、り災証明書等の発行に係るオンライン申請可
あわら市	総務課防災安全対策室	0776-73-8040 (あわら市市姫三丁目1番1号)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
坂井市	危機管理対策課	0776-50-3525 (坂井市坂井町下新庄1-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
永平寺町	防災安全課	0776-61-3951 (永平寺町松岡春日1-4)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

【住宅に被害を受けた方へ】

家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう(ポイントは家の外と中を撮影することです。)



(注) 内閣府資料「住まいが被害を受けたとき最初にすること」より抜粋

2 住宅災害見舞金の支給

- ◆ 災害等により住家に被害を受けた世帯では、被害の程度によって災害見舞金を受給できる場合があります。
- ◆ 詳しくは、以下の各市の窓口にお問合せください。

市町	窓口	電話番号	備考
福井市	福祉政策課	0776-20-5786 (福井市大手3丁目10-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
あわら市	福祉課福祉総務グループ	0776-73-8020 (あわら市市姫三丁目1番1号)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
坂井市	社会福祉課	0776-50-3041 (坂井市坂井町下新庄1-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

3 福井県緊急被災者支援金の支給

- ◆ 福井県では、令和6年能登半島地震による災害で住家に被害を受けた世帯に対し、緊急被災者支援金（住家が準半壊以上：10万円、住家が一部損壊：2万円）を支給します。なお、受付期間は令和6年1月25日～同年3月31日となっていますので、ご注意ください。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問合せください。

市町	窓口	電話番号	備考
福井市	福祉政策課	0776-20-5786 (福井市大手3丁目10-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
あわら市	福祉課	0776-73-8020 (あわら市市姫三丁目1番1号)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
坂井市	社会福祉課	0776-50-3041 (坂井市坂井町下新庄1-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
永平寺町	防災安全課	0776-61-3951 (永平寺町松岡春日1-4)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
その他の市町	福井県 健康福祉部 地域福祉課	0776-20-0328 (福井市大手3丁目17-1)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

4 被災住宅の補修等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理される制度があります。
- ◆ また、あわら市では、能登半島地震によって被災した住家のうち、罹災

証明書で準半壊以上と判定された住宅について、補修や新たな住宅の建設・購入に係る費用に4分の3を乗じた額を補助しています（ただし、上限額の設定あり）。詳細は、以下の担当窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
あわら市	建設課 管理グループ	0776-73-8031 (あわら市市姫 三丁目1番1号)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

(注) 対象となる被災住宅は、あわら市内のみとみられます。

- ◆ また、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設していますので、連絡先をご案内します。

【住まいのダイヤル】 0570-016-100または03-3556-5147（平日10時～17時）

5 災害に便乗した商法への注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」、本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」などと契約を迫る業者等とのトラブルが発生するケースがあります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市町の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。IP電話など、一部の電話からはつながりません。

センター名	電話番号	備考
福井県消費生活支援センター	0776-22-1102 (福井市手寄1-4-1 AOSSA7階)	・受付時間: 毎日9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く)
福井市消費者センター	0776-20-5588 (福井市田原1-13-6 フェニックスプラザ内)	・受付時間: 平日8:30～17:00
あわら市消費者センター	0776-73-8017 (あわら市市姫3-1-1)	・受付時間: 平日8:30～17:00
坂井市消費者センター	0776-50-3029 (坂井市坂井町下新庄1-1)	・受付時間: 平日9:00～17:00

【一般社団法人日本損害保険協会】

電話：0120-309-444

(受付時間 平日 9時から12時、13時から17時 (祝日、協会の休業日除く))

- ・「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に
トラブルに遭わないためのポイント（消費者庁チラシ）

https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf

- 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

6 災害ごみの処分

- ◆ 市町では、災害初期の応急的な対応として、地震により発生したがれき、陶磁器くず等のごみを、指定の場所で受け入れています。
- ◆ り災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、以下の各市の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
福井市	環境政策課	0776-20-5609 (福井市大手3丁目10番1号)	・被災した住居等で被災によって使えなくなった家具や畳等の廃棄物については、個人が分別してそれぞれの処分施設へ持ち込んだ場合、そのごみ処理手数料が手続きによって免除される場合がありますので、事前にお問い合わせのうえ処分先をお確かめください(福井市HPより抜粋)。
あわら市	生活環境課 生活グループ	0776-73-8017 (あわら市市姫三丁目1番1号)	・り災証明書の交付を受けた方が、被災した住居等で被災によって使えなくなった家具や畳等の災害廃棄物については、個人が分別して清掃センターへ持ち込んだ場合、そのごみ処理手数料が免除される場合がありますので、事前に生活環境課へご連絡ください。ただし、清掃センターで処理できないものは持ち込みできませんので「あわら市ごみガイドブック」等により、あらかじめご確認をお願いします(あわら市HPより抜粋)。
坂井市	環境推進課	0776-50-3032 (坂井市坂井町下新庄1-1)	・被災した住居等で被災によって使えなくなった家具や畳等の廃棄物については、個人が分別してそれぞれの処分施設へ持ち込んだ場合、そのごみ処理手数料が手続きによって免除される場合がありますので、事前に担当課までお問い合わせのうえ、処分先をお確かめください

7 住宅の補修等の特別融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金の融資制度があります。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）
受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）

- ・災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）

<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf>



- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

8 生活福祉資金制度による貸付け

- ◆ 災害により被害を受けた対象者（注）の住宅の補修・保全・増築・改築等に必要な経費を貸し付けます（貸付限度額250万円）
（注）低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯。なお、貸付対象の可否等は最寄り社会福祉協議会へご確認ください。

社会福祉協議会名	電話番号	住所
福井県社会福祉協議会	0776-24-2339	福井市光陽2丁目3-2 2
福井市社会福祉協議会	0776-22-0022	福井市田原1丁目13-6
あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253	あわら市市姫2丁目3 1-6
坂井市社会福祉協議会	0776-68-5070	坂井市坂井町下新庄1 8-3-1

9 住宅ローン返済の減免

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を調整する仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。

【全国銀行協会相談室】

ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772

受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）

- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲

渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置がこれまでの大規模災害時には設けられています。

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
福井税務署（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎）	0776-23-2690	福井市、永平寺町
三国税務署（坂井市三国町中央1丁目2番2号）	0776-81-3211	あわら市、坂井市

1 1 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が実施される場合があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は県税務課にお問い合わせください。

（課税に関すること）

名称	電話番号	税の種別	担当区域
福井県税事務所 （福井市松本3丁目16-10）	0776-21-0020 （総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割 ・ 自動車税環境性能割・軽油引取税 	福井県全域
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税 ・ 個人事業税（事務所・事業所の所在地） ・ 不動産取得税（取得物件の所在地） ・ 軽油引取税（免税軽油に関すること） 	嶺北の市町 （福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町）

（その他、全般事項）

【福井県 税務課】

福井市大手3丁目17-1 TEL : 0776-20-0256

1 2 市町村税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、障害福祉サービス利用者負担等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 対象となる被災住宅は、あわら市内のみとみられますので、詳しくは、同市の窓口にお問合せください。

（ご参考）

- ・あわら市 被災された方に対する支援制度一覧
<https://www.city.awara.lg.jp/emergency/p013867.html>

1 3 公共料金の減免措置等

- ◆ 災害により家屋で被害が発生した場合、申請により上下水道使用料が減免となる場合があります。なお、水道管のみの漏水であっても、修繕後の申請により減免の対象となる場合があります。
詳細は、市担当課にご確認ください。

市町	窓口	電話番号	備考
あわら市	上下水道課	0776-73-8036 (あわら市市姫 三丁目1番1号)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

（注）対象となる被災住宅は、あわら市内のみとみられます。

- ◆ 電気・ガス事業者においても、これまでの大規模災害時には支払期日の延長や料金の減免等の支援措置が行われております。
詳しくは、契約されている事業者にご確認ください。
- ◆ 電話、NHK等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、契約している事業者にご確認ください。

1 4 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納

付の猶予制度があります。

- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル（0570-05-1165（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165）〔月曜 8:30～19:00、火曜～金曜 8:30～17:15、第2土曜 9:30～16:00〕）にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険・国民年金	船員保険
福井年金事務所（福井市手寄2-1-34）	076-245-2311	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 永平寺町	福井県 全域

（注）受付時間：原則、平日8:30～17:15

15 各種許認可（運転免許）等の有効期間の延長

- ◆ 今回の地震による災害が「特定非常災害」に指定されたことにより、災害救助法適用市町村の方を対象に、各種許認可等の有効期限が原則、令和6年6月30日まで延長されることになりました。
- 【有効期間が延長される主な各種許認可等】・運転免許証 ・在留カードなど

- ◆ 対象となる各種許認可等や問合せ先は、下記ホームページをご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000360.html

16 市営住宅の一時提供

- ◆ あわら市では、能登半島地震で被災された方々に対する支援の一環として、市営住宅の一時提供を行っています。
- ◆ 詳細は、市担当課にご確認ください。

市町	窓口	電話番号	備考
あわら市	土木部建設課	0776-73-8031 （あわら市市姫三丁目1番1号）	・受付時間:平日8時30分～17時15分

17 地震保険・生命保険

- ◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022-808（IP電話からは076-203-8581）（受付時間 平日9：15～17：00、祝日・休日・12月30日から1月4日を除く）

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払といった対応を行っていますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

18 法律相談等の窓口

- ◆ 福井県司法書士会（福井市下馬2丁目314番地 司調合同会館）では、毎週水曜日に無料法律相談を実施しています
相談窓口：0776-43-1669（受付時間 平日10：00～15：00）
- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。
また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。
詳細は、法テラスにお問い合わせください。
【法テラス福井】
ナビダイヤル 0570-078348（IP電話等からは050-3383-5475）
（受付時間 平日9:00～17:00）
- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。
【法テラス・サポートダイヤル】
ナビダイヤル 0570-078374（IP電話等からは03-6745-5600）
（受付時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00、日祝日を除く）
- ◆ 福井弁護士会（福井市宝永4丁目3-1）では、無料電話相談を実施しています。
お申込み先：0776-23-5255
（受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00）

19 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1）災害救助法の適用を受けた地域（県内3市（福井市・あわら市・坂井市））の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2）奨学

金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3) 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011

URL：<https://www.jasso.go.jp/>

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

20 被災事業者・労働者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害事業者の方々を支援するため緊急相談窓口が設置されています。
なお、福井労働局の特別労働相談では、被災された労働者からの労働相談にも対応しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 (受付:9:00~17:00)	06-6966-6024

名称	電話番号
令和6年能登半島地震の影響による特別労働相談窓口 福井労働局 雇用環境・均等室「特別労働相談窓口」	0776-22-3363
福井商工会議所	0776-36-8111
あわら市商工会	0776-73-0248
坂井市商工会	0776-66-3324
福井東商工会	0776-41-0206
福井北商工会	0776-56-1610
福井西商工会	0776-98-5555

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口が設置されています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫	
福井支店（福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル） 中小企業事業	0776-33-0030
国民生活事業	0570-045462
武生支店（小松市園町二-1 小松商工会議所ビル） 国民生活事業	0570-045515
認可法人 福井県信用保証協会（福井市西木田2丁目8-1）	0776-33-8312
株式会社 商工組合中央金庫 福井支店 （福井市大手3-14-9）	0776-23-2090

2.1 被災農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 令和6年能登半島地震により被害を受けられた農業者等からの相談に対応するため、以下のとおり、被災農家相談窓口が設置されています。
- ◆ また、被災した農業者の経営の回復を図るため、農業経営支援資金（災害資金）による支援も行われていますので、同資金の活用を検討される農家の皆様についても、以下のいずれかの窓口にお問合せください。

【福井県内の各JA】

URL : <https://www.ja-fukuiken.or.jp/outline/office/>

【県農林総合事務所等】

・ 福井農林総合事務所 農業経営支援部 TEL : 0776-21-8201

- ・坂井農林総合事務所 農業経営支援部 TEL：0776-81-3096
- ・奥越農林総合事務所 農業経営支援部 TEL：0779-65-1286
- ・丹南農林総合事務所 農業経営支援部 TEL：0778-23-4530
- ・嶺南振興局 農業経営支援部 TEL：0770-56-5908

2 2 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

名称	電話番号
ホッとサポートふくい (福井県総合福祉相談所精神グループ) (受付時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く))	0776-24-7311

2 3 福井県が開設する県内で被災された方への支援に関する総合相談窓口

- ◆ 福井県では、被災地の支援・県内で被災された方への支援に関する総合相談窓口を開設しています。

【お問合せ先】

福井県 知事公室広報広聴課 (平日8:30~17:15)

TEL：0776-20-0250 メール：kouhoukoucho@pref.fukui.lg.jp

2 4 福井行政監視行政相談センターによる対応等

- ◆ 当センターにおいても令和6年能登半島地震に係るご相談を受け付けています。

【お問合せ先】

総務省 福井行政監視行政相談センター (平日8:30~17:15)

TEL：0776-24-0403